

大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 3

企業管理規程

○大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程 6

告 示

○大阪城天守閣の供用時間の変更の承認 6

○特定計量器の定期検査 7

○一般競争入札の執行（課税資料入力等業務委託） 7

○開発行為に関する工事の完了 11

○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 12

○道路の位置指定 12

○道路の位置指定 13

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し 13

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 14

○大阪市立此花屋内プールほか2施設の利用料金の額の承認 15

○放置自動車の処理 17

○大阪港港湾計画の変更の概要 17

○落札者等の公示 20

○大阪市水道局収納取扱金融機関の法人指定 21

○住民監査請求に対する監査結果の公表 21

○市長選挙の当選人 33

公 告

○大阪市職員共済組合役員の就職 33

○平成26年度事業計画及び予算の要旨 34

正 誤

○大阪市公報第5667号（平成26年3月28日発行分）の正誤表 35

公布された規則のあらまし

◇職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

1 職員の退職管理に関する条例の改正に伴い、元職員再就職届出書における記入事項を改めるとともに、本市と営利企業等との間の契約及び契約の締結

に関与した者に関する規定を定め、公表する事項を改めることにしました。

- 2 役員として法人その他の団体に再就職した場合の公表について定めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市人事委員会規則第1号 行政委員会事務局任用調査部調査課)

公布された規程のあらまし

◇大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程

- 1 母体血胎児染色体検査（NIP）に係る使用料を改定しました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規程は、公布の日（平成26年4月4日）から施行することにしました。

(平成26年大阪市病院事業管理規程第16号 病院局企画部企画課)

規則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する

平成26年3月25日

大阪市人事委員会
委員長 西村捷三

大阪市人事委員会規則第1号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「届出は、」を「届出は、所定の事項を記入した」に、「その提出をした後において、次項第3号から第8号までのいずれかの」を「届出を行った」に改め、同条中第2項を削る。

第7条を次のように改める。

（公表）

第7条 条例第8条第2項に規定する人事委員会規則で定める本市と営利企業等との契約は、当該営利企業等に再就職した職員であった者（大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第47条第1項に掲げる法人その他の団体（以下「再就職規制団体」という。）に再就職した者を除く。）の離職前5年間に締結された契約であって、本市の支出した契約金額（当該期間のうち1の年度に複数の契約が締結されている場合はその合計額）が300万円以上のものとする。

2 条例第8条第2項の契約の締結について関与した者として人事委員会規則で定める者は、随意契約の相手方の選定、請負工事の設計又は積算、物品供給等又は業務委託の仕様の決定その他これらに類する契約の相手方又は契約金額の決定に係る業務に関与した者（契約書の審査、入札の執行手続、予算の執行管理その他の間接的な事務のみに関与した者を除く。）とする。

3 条例第8条第2項の規定により公表する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項（第7号から第10号までの事項は、前項に規定する者に係る公表に限る。）とする。

- (1) 氏名
- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位
- (7) 関与した契約の主たる内容
- (8) 関与した契約の金額
- (9) 契約に関与した年度
- (10) 契約への関与の内容

4 前項に掲げるもののほか、職員であった者が過去10年間に役員として再就職している法人その他の団体に、新たに役員として職員であった者が再就職した場合は、その旨を公表するものとする。ただし、当該団体が再就職規制団体である場合は、この限りでない。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

任命権者様

ふりがな

氏名

離職日

離職時の職員番号

離職時の職

電話番号

元職員再就職届出書

職員の退職管理に関する条例第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 再就職日	
2 再就職先の名称	
3 再就職先の業務内容	
4 再就職先における地位	

※離職前5年間の業務において、大阪市と再就職先との間の契約の締結に
関与していた場合（関与がない場合は記載不要）

1 契約の内容	
2 関与した年度	
3 関与した当時の所属、担当業務	
4 関与した内容	
5 再就職の方法	

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日の前日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日の前日から平成28年3月31日までの間に再就職した職員であった者に係る改正後の規則第7条第4項の規定の適用については、同項中「過去10年」とあるのは、「平成18年度以降」と読み替える。

（平26.3.25掲示済）

企業管理規程

大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年4月4日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第16号

大阪市立市民病院条例施行規程の一部を改正する規程

大阪市立市民病院条例施行規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第43号）の一部を次のように改正する。

別表母体血胎児染色体検査（N I P T）の項中「194,400円」を「183,600円」に改める。

附 則

- 1 この改正規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市立市民病院条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後の診療に係る使用料について適用し、同日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

大阪市告示第552号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3

項の規定に基づき告示する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下徹

月日	供用時間
平成26年4月7日（月）から 同月10日（木）まで	午前9時から午後7時まで

（経済戦略局文化部文化課）



大阪市告示第553号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成26年

住之江区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
5月8日	木	南港光小学校	南港中4丁目4番22号
5月9日	金	敷津浦小学校	北島2丁目9番22号
5月12日	月	粉浜小学校	粉浜2丁目6番6号
5月13日	火	安立小学校	住之江1丁目4番29号
5月15日	木	加賀屋中学校	西加賀屋2丁目9番20号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

（経済戦略局 計量検査所）



大阪市告示第554号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市財政局税務部管理課（管理グループ）
電話06-6208-7776

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

課税資料入力等業務委託 長期継続 一式

(2) 役務の特質等

仕様書による。

(3) 契約期間

平成26年8月上旬から平成31年8月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 本件業務の入札は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定による低入札価格調査制度を併用した総合評価一般競争入札を適用する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部契約課業務委託グループ（電話06-4395-7145）に行えば当該審査を行う。（申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること。）

ただし、平成26年4月23日（水）午後5時30分までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていないこと。

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理：01情報処理」で登録していること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、若しくはISO/IEC27001：2005、JIS Q 27001：2006の認証を受けていること。

(6) 平成14年度以降に、1週間に最大20万件以上※のパンチデータ作成を行った契約実績（現在履行中の契約を除く）を有すること。※英字・数字・カナコードにより100桁程度入力を行うものを1件と想定している。

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、総合評価一般競争入札参加申出書（以下「入札参加申出書」という。）等の受付場所、契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先「1 担当部局」に同じ

(2) 入札説明書、仕様書等の交付方法

公示の日から平成26年4月23日（水）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分（午後0時15分から午後1時までの間を除く）まで上記1及び大阪市ホームページ（ダウンロード可）において無償により交付する。（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/0-Curr.html）

(3) 入札参加申出書等の受付期間

公示の日から平成26年4月23日（水）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

5 契約条項を示す場所

(1) 大阪市ホームページ

（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/0-Curr.html）

(2) 担当部局（1に同じ）

6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は入札説明書に基づき、本業務に関する入札書、総合評価に関する企画提案書等関係書類を提出すること

(1) 入札執行日時及び場所

平成26年6月12日（木）午前10時

大阪市役所本庁舎6階 財政局第5・6会議室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（書留郵便等配達の記載が残るもの。以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成26年6月11日（水）午後5時30分までに必着のこと（郵送先は「1 担当部局」に同じ）

(2) 提案書の提出期限及び提出場所

平成26年6月12日（木）午前9時30分

提出場所は「6-(1) 入札執行日時及び場所」に同じ

ただし、郵便等による場合は、平成26年6月11日（水）午後5時30分までに必着のこと（郵送先は「1 担当部局」に同じ）

(3) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

ウ 保証人 不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、(5)の落札者決定基準により、落札者を決定する。

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価の結果、総得点が最も高い者を落札候補者とする。評価にあたっては、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。なお、総得点の最も高い者が複数存在する場合の取り扱いについては、入札説明書による。

ただし、落札候補者の入札金額が、低入札価格調査制度に基づいて決定される低入札価格調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を行う。

(5) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、2558点の範囲内で配点を行い、総得点の最も高い入札者を落札者とする。

イ 評価を技術点と価格点に区分し、その配点をそれぞれ技術点1535点、価格点1023点とする。

ウ 本基準の詳細は、入札説明書による。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札
- (2) 低入札価格調査根拠資料提出の求めに応じない者の入札
- (3) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (4) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (5) 入札参加申出書又は提出資料に虚偽の記載をした入札
- (6) 開札後落札決定までに、入札参加申出者（参加申出者が共同企業体の場合はその構成員を含む。）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（契約金額が500万円以上の場合のみ）を提出するとともに、契約締結の手続を行うこと。
- (4) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (6) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of products to be procured:

Long-term outsourcing of inputting, etc. of taxation documents

- (2) Closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:30 PM, 23 April 2014

- (3) Date and time for the submission of tenders:

10:00 AM, 12 June 2014

(for tenders submitted by mail 5:30 PM, 11 June 2014)

- (4) Contact point where tender documents are available:

Administration Department, Tax Division, Finance Bureau, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-7776

(財政局税務部管理課)



大阪市告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下 徹

1 許可番号

平成26年2月13日 大阪市指令都計（開）第25-70号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市阿倍野区王子町4丁目1番35の一部、1番38、39、40（I工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府和泉市鶴山台2丁目4番7号

医療法人河和会

理事長 内藤 博江

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要 要
	幅員（管径）	延長			
道路	0.182m	78.960m	大阪市	大阪市	拡幅

道路	2.980m	79.000m	開発者	開発者	拡幅
道路	1.090m	144.690m	開発者	開発者	拡幅

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第556号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行されるものとして指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋 下 徹

名称	指定区間		道路幅員	道路延長
	起点	終点		
都市計画道路 三国東地区2号線	淀川区西三国2丁目290番2	淀川区西三国1丁目120番1	8m	100m
都市計画道路 三国東地区3号線	淀川区西三国2丁目314番	淀川区西三国1丁目120番1	8m	85m

(都市計画局建築指導部建築企画課)



大阪市告示第557号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成26年3月13日

大阪市指令都計建企 第1057号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
東住吉区		m	m	
湯里4丁目	3番1の一部	4.00	24.50	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)



大阪市告示第558号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下 徹

指定年月日及び指令番号

平成26年3月18日

大阪市指令都計建企第1058号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
平野区		m	m	
喜連東2丁目	372番1の一部	5.00	23.07	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)



大阪市告示第559号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により告示する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社デイグラン 大阪市西区立売堀二丁目4番5号 ②グループホーム
デイグラン上新庄 大阪市東淀川区豊新三丁目4番32号 ③平成26年3月31日
④共同生活援助 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 ⑥
2723000085

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第560号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下 徹

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日

①土井 洋輔 ②今里胃腸病院 ③生野区巽南3-19-3 ④直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成26年3月1日

①青松 直撥 ②今里胃腸病院 ③生野区巽南3-19-3 ④直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成26年3月1日

①齋藤 淳 ②名取病院 ③西淀川区大野2-1-32 ④音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成26年3月1日

①金森 徹三 ②東住吉森本病院 ③東住吉区鷹合3-2-66 ④心臓機能障がい ⑤平成26年3月1日

①大石 賢弥 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1-5-7

④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成26年3月1日

①岡本 幸美 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1-5-7

④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成26年3月1日

①坂上 祐司 ②東住吉森本病院 ③東住吉区鷹合3-2-66 ④心臓機能障がい ⑤平成26年3月1日

①我妻 敬一 ②富永病院 ③浪速区湊町1-4-48 ④肢体不自由 ⑤平成26年3月1日

①中川 浩伸 ②中川耳鼻咽喉科クリニック ③大正区千島3-14-23-101-A ④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成26年3月1日

①葉山 泰明 ②福島アイクリニック ③福島区福島5-6-16 ④視覚障がい ⑤平成26年1月1日

①狩野 廉 ②福島アイクリニック ③福島区福島5-6-16 ④視覚障がい ⑤平成26年1月1日

①高松 聖仁 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④肢体不自由 ⑤平成26年2月1日

①久堀 保 ②くぼりクリニック ③住之江区住之江1-4-27 ハイツ富士1階 ④肢体不自由 ⑤平成26年1月1日

①山本 秀文 ②大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内診療所 ③平野区喜連西6-2-55 ④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成26年1月1日

く機能障がい ⑤平成26年3月1日

①張野 正誉 ②はりの眼科 ③東淀川区東淡路4-28-14-2F ④視覚障がい ⑤平成26年2月1日

①本城 昌 ②本城整形外科 ③西区境川1-1-31 境川メディカルセンタービル2階 ④肢体不自由 ⑤平成26年1月1日

①高田 敦 ②東大阪病院 ③城東区中央1-7-22 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成26年3月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)



大阪市告示第561号

次の施設の利用料金について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第8条第3項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下徹

(1) 施設名

大阪市立此花屋内プール

大阪市立西淀川屋内プール

大阪市立住之江屋内プール

(2) 利用料金

区分			単位	利用料金
此花屋内プール 西淀川屋内プール	水泳場 トレーニング場	専用使用 個人使用 その他の者	1回2時間	19,000円
			超過時間1時 間までごとに	9,500円
			1人1回	350円
		16歳未満の者（以下「子ども」という。）及び65歳以上の者（以下「高齢者」という。）	回数券11回分	3,500円
			1人1月	2,450円
			1人1回	700円
			回数券11回分	7,000円
			1人1月	4,900円
			1人1回	250円
		団体使用 高齢者 高等学校（これに準ずるもの 含む。以下同じ。）の生徒（高 齢者を除く。）又は18歳未満の 者（以下「高校生等」という。）	1人1回	350円
			1人1回	550円
		その他 高齢者	1人1回	300円

の個人 使用	高校生等	回数券11回分	3,000円	
		1人1月	3,000円	
		1人1回	400円	
		回数券11回分	4,000円	
		1人1月	4,000円	
		その他の者	600円	
		回数券11回分	6,000円	
		1人1月	6,000円	
		1人1回	500円	
		回数券11回分	5,000円	
水泳場及びトレーニング場のセット使用	高齢者	1人1月	4,250円	
		1人1回	850円	
		回数券11回分	8,500円	
		1人1月	7,000円	
		その他の者	1,000円	
		回数券11回分	10,000円	
		1人1月	8,500円	
		1回2時間	19,000円	
		超過時間1時間までごとに	9,500円	
		1人1回	350円	
住之江屋内プール	水泳場	専用使用	回数券11回分	3,500円
			1人1月	2,450円
			1人1回	700円
			回数券11回分	7,000円
			1人1月	4,900円
			1人1回	350円
			回数券11回分	3,500円
			1人1月	2,450円
			1人1回	700円
			回数券11回分	7,000円

備考

- この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された使用料の額が同一である10人以上の者で構成された団体による使用をいう。
- この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場（以下「水泳場等」という。）を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用をいう。
- 土曜日、日曜日及び休日における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額の2割増とする。
- この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（土曜日、日曜日及び休日にあっては、前項の規定により2割増しした金額）の3倍に相当する額とする。
- この表にかかわらず、水泳場を30人以上の団体で使用する場合における当該各施設の個

人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

- (1) 30人以上50人未満の団体 利用料金の9割に相当する額
- (2) 50人以上100人未満の団体 利用料金の8割に相当する額
- (3) 100人以上の団体 利用料金の7割に相当する額

(環境局施設部施設管理課)



大阪市告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年4月18日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種類	場所
1	普通自動車 (スズキ 銀色)	東淀川区柴島1丁目6番先
2	普通自動車 (ホンダ 白色)	東淀川区下新庄4丁目26番先

(建設局管理部路政課)



大阪市告示第563号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、大阪港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成26年4月4日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 橋下 徹

1 大阪港港湾計画の変更の概要

平成25年大阪市告示第1232号（港湾法に基づく大阪港港湾計画の変更の概要）により、その変更の概要を告示した大阪港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) フェリー埠頭計画

南港地区(南港南)において、内貿フェリーの大型化に対応し、埠頭運用の効率化とともに、環境負荷の低減に資する内貿フェリー埠頭機能の充実を図るため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

[フェリー埠頭計画]

南港地区(南港南)

水深7.5m 岸壁3バース 延長690m

[既定計画の変更計画] F1, 3, 4

埠頭用地 8ha

(旅客施設用地1ha、荷捌施設用地及び保管用地7ha)

なお、これに伴い、次の既設の施設を撤去する。

既設

水深 7.5m 岸壁1バース 延長195m

F5

既定計画

水深 7.5m 岸壁3バース 延長690m

F3 ~ F5

埠頭用地 8ha

(旅客施設用地1ha、荷捌施設用地及び保管用地7ha)

廃止

水深 7.5m 岸壁1バース 延長195m

F1

(2) 土地造成及び土地利用計画

南港地区において、港湾施設の計画に対応し、土地造成及び土地利用計画を次のとおり計画する。

・土地利用計画

(単位:ha)

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
南港地区	(196)	(401)	(2)	(46)		(98)		(60)	(803)
	196	401	2	46	130	100		83	959

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

(3) 港湾の効率的な運営に関する事項

効率的な運営を特に促進する区域

南港地区(南港南)において、フェリー埠頭の計画に対応し、次の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。

[効率的な運営を特に促進する区域]

南港地区(南港南)

水深7.5m 岸壁3バース 延長690m (フェリー用)

[既定計画の変更計画] F1, 3, 4

埠頭用地 8ha

(旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設]

既定計画

水深7.5m 岸壁3バース 延長 690m (フェリー用)

[既定計画] F3~5

埠頭用地 8ha

(旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設]

(4) 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

南港地区(南港南)において、今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として

機能するために必要な施設]

南港地区(南港南)

水深7.5m 岸壁3バース 延長690m

[既定計画の変更計画] F1, 3, 4

水深7.5m 泊地 面積 1ha [既定計画]

既定計画

水深7.5m 岸壁3バース 延長690m F3~5

水深7.5m 泊地 面積 1ha

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

(1) 場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

(ATC ITM棟 10階)

大阪市港湾局 正面玄関付近

(2) 期間

告示日より2週間

(3) 時間

午前9時から午後5時30分まで

ただし、土曜日、日曜日を除く。

(港湾局計画整備部計画担当)

大阪市告示第564号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年4月4日

大阪市長 橋下 徹

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎教育委員会事務局総務部総務課（調達グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階

①北区、都島区及び中央区の大阪市立学校（47校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④栄伸開発（株） 大阪市大正区泉尾6丁目4番5号 ⑤190円 ⑥26.1.10

①旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（57校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④南州環境開発（株） 大阪市西区新町1丁目10番24号 ⑤180円 ⑥26.1.10

①西区、港区、大正区及び浪速区の大阪市立学校（56校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④栄伸開発（株） 大阪市大正区泉尾6丁目4番5号 ⑤178円 ⑥26.1.10

①住之江区及び住吉区の大阪市立学校（46校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④南海環境開発（株）大阪支店 大阪市住吉区南住吉3丁目19番28号 ⑤170円 ⑥26.1.10

①天王寺区、東成区及び生野区の大阪市立学校（57校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④栄伸開発（株） 大阪市大正区泉尾6丁目4番5号 ⑤178円 ⑥26.1.10

①東住吉区及び平野区の大阪市立学校（56校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④栄伸開発（株） 大阪市大正区泉尾6丁目4番5号 ⑤190円 ⑥26.1.10

①福島区、此花区及び西淀川区の大阪市立学校（44校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④栄伸開発（株） 大阪市大正区泉尾6丁目4番5号 ⑤178円 ⑥26.1.10

①淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（49校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④鍵本産業（株） 大阪市東淀川区東中島3丁目16番10号 ⑤155円 ⑥26.1.10

①阿倍野区及び西成区の大阪市立学校（36校）の一般廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.13 ④栄伸開発（株） 大阪市大正区泉

尾6丁目4番5号 ⑤170円 ⑥26.1.10

①都島区、中央区、天王寺区、浪速区、旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（111校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.

3.18 ④（株）ダイシン 兵庫県川西市久代1丁目10番55号 ⑤27円

⑥26.1.17

①西区、港区、大正区、住之江区、住吉区及び西成区の大阪市立学校（110校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.18 ④

（株）ダイシン 兵庫県川西市久代1丁目10番55号 ⑤28円 ⑥26.1.17

①東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の大阪市立学校（117校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③26.3.18 ④（株）ダイシン 兵庫県川西市久代1丁目10番55号 ⑤35円 ⑥26.1.17

①北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（110校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約） ②一般 ③25.3

.18 ④（株）ダイシン 兵庫県川西市久代1丁目10番55号 ⑤26円 ⑥26.1.17

（教育委員会事務局総務部総務課）



大阪市水道局告示第26号

次の金融機関について、大阪市水道局収納取扱金融機関として法人指定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成26年4月4日

大阪市水道局長 玉井得雄

金融機関名	所 在 地	指定開始日
関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	平成26年4月1日

（水道局総務部経理課）



大阪市監査委員告示第9号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、監査結果を次のとおり公表する。

平成26年3月26日

大阪市監査委員 金沢一博

同 有本純子

同 高橋敏朗

同

阪 井 千鶴子

第1 監査の請求

平成26年1月28日付で次のとおり住民監査請求があった。

1 請求の要旨

平成12年2月10日、本市民生局長はA団体会長に対し、あいりん臨時夜間緊急避難所（今宮シェルター）の設置を委託しました。

また平成15年11月4日、本市健康福祉局長はA団体会長に対し、あいりん臨時夜間緊急避難所（萩之茶屋シェルター）の設置を委託しました。

この二つのシェルターの設置委託契約書を見る限り、建てられたシェルターは大阪市の所有であると考えられます。

ところが、この2つのシェルターはリース会社の所有であるとして、平成25年4月1日、大阪市福祉局長はあいりん日雇労働者等自立支援事業を委託したNPO法人理事長に対し、今宮シェルターのリース料8,000,000円、萩之茶屋シェルターのリース料3,424,000円を支出しました。

公金が不正に支出された疑いがあります。リース契約を解除し、次年度以降のリース料の支払いを停止するとともに、平成25年度にリース料名目で不正に支出された公金を、NPO法人から本市に返還させることを請求します。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

（監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、事実証明書の内容は省略した。）

第2 監査の結果

上記監査請求について監査をした結果を次のとおり請求人に通知した。

大監第90号

平成26年3月25日

大阪市監査委員 金沢一博

同 有本純子

同 高橋敏朗

同 阪井千鶴子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成26年1月28日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

第1 監査の請求のとおり

2 請求の受理

本件請求は、あいりん臨時夜間避難所（今宮）（以下「今宮シェルター」

という。）及びあいりん臨時夜間避難所（萩之茶屋）（以下「萩之茶屋シェルター」という。）が本市の所有であるにもかかわらず、平成25年度のあいりん日雇労働者等自立支援事業の委託料にこれらのシェルターに係るリース料を含めて支出することが、違法な公金の支出にあたるとしてなされたものと解され、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理するものとする。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

平成25年度のあいりん日雇労働者等自立支援事業の委託料に今宮シェルター及び萩之茶屋シェルターのリース料を含めて支出していることが、本市職員等の違法な公金の支出にあたるのかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成26年3月7日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、本市公正職務審査委員会からの審議結果の提出があった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・本市はA団体にシェルターの設置を委託し、建設工事費を本市が負担しているのであるから設置されたシェルターは本市の所有であると思うが、建物はリース会社の所有とされており、リース会社にリース料が支払われているのはおかしい。
- ・A団体が民間の団体であることを理由として本市が書類を保有していないというのはおかしいと思う。本市も書類の写しくらいは持っていると思う。
- ・公正職務審査委員会からの回答では、福祉局は当該建物の設置委託契約を締結した旨の記載があるが、この契約書を見せてもらえば事実は明らかになると思う。シェルターの所有権が本市からリース会社にどこかの時点で移転したのであれば、その事実についての契約書が残されているべきである。
- ・本市に建物の不具合はどこが直すかを質問したところ、本市が補修費を負担するとの回答であった。

3 監査対象局の陳述等（8頁に詳述）

福祉局を監査対象局とし、平成26年3月10日に福祉局長並びに関係職員より陳述等を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) あいりん臨時夜間緊急避難所の設置

あいりん地域においては、長引く経済不況により、野宿生活を余儀なくされている日雇労働者が依然として多い状況にあったことから、平成

12年度に今宮シェルターを設置し、平成15年度には萩之茶屋シェルターを設置した。

その後、萩之茶屋シェルターについては平成25年7月31日に閉鎖され、建て替えが予定されている。

(2) 今宮シェルターについて

ア 施設の概要

施設の概要については次のとおりである。

(ア) 所在地

西成区天下茶屋北2丁目6番24号

(イ) 設置年月日

平成12年3月31日

(ウ) 収容人員

600名

(エ) 使用時間

18時30分（平成25年度から18時00分）～翌5時00分

(オ) 土地、建物の状況

用地面積 約1,380m²（本市所有）

建 物 プレハブ造り

延床面積 約1,356m²

宿舎棟 3棟（各棟2段ベッド100台）

管理棟 1棟

イ 今宮シェルターの設置委託契約について

本市とA団体は、平成12年2月10日、今宮シェルターの設置に関する委託契約を締結した。契約の主な内容は次のとおりである。

(ア) 委託契約内容

A 業務委託料 111,855,450円

(うち 建設工事 62,850,789円

設備工事 29,730,800円

諸経費等 13,947,411円

消費税 5,326,450円)

B 委託期間 平成12年2月15日～3月31日

(イ) 実績報告・収支精算（平成12年5月15日）

A 実績報告

工事期間 平成12年2月15日～3月31日

設置完了日 平成12年3月31日

B 収支精算

収入額 111,855,450円

支出額 111,815,550円（設置工事にかかる経費）

差引額 39,900円

ウ 平成12年度以降のリース経費について

平成12年度～24年度の施設の管理委託契約等の精算によって明らかになっているリース経費は、次のとおりである。

年 度	リース経費	委託団体等
平成12年度	14,214,900 円	A団体
平成13年度	14,214,900 円	
平成14年度	14,214,900 円	
平成15年度	10,598,115 円	
平成16年度	9,856,728 円	
平成17年度	8,820,000 円	
平成18年度	8,820,000 円	NPO法人
平成19年度	8,400,000 円	
平成20年度	8,400,000 円	
平成21年度	8,400,000 円	
平成22年度	8,400,000 円	
平成23年度	8,400,000 円	
平成24年度	8,316,000 円	

※金額は消費税額を含む。

エ 福祉局が入手した資料

(ア) A団体が、今宮シェルターの設置業者と取り交わした覚書には次のとおり記載されている。

A 落札価格は、建設工事から施設運営期間終了後の撤去までの費用であり、契約については年度毎に行う。

B 年度別金額（消費税額を含む。）

平成11年度 94,624,950円

平成12年度 14,214,900円

平成13年度 14,214,900円

平成14年度 32,345,250円

(イ) 今宮シェルターの設置業者とリース会社との間の賃貸借契約書には次の内容が記載されている。

A リース期間

平成12年4月1日～平成15年3月31日

B リース物件の所有権について

本件物件の所有権はリース会社に属する旨約定されている。

オ 平成25年度の契約について

(ア) 本市とNPO法人との業務委託契約について

本市とNPO法人とは、平成25年4月1日、あいりん日雇労働者等自立支援事業として業務委託契約を締結した。

同契約の主な内容は次のとおりである。

A 委託名称

あいりん日雇労働者等自立支援事業

B 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

C 事業内容

(A) 居場所支援

野宿を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者に対し、緊急・一時的に宿泊場所（今宮シェルター及び萩之茶屋シェルター）を提供する。

(B) その他

・相談支援

あいりん地域の日雇労働者に対し、就労自立に結びつけるための自立支援を行うために、相談支援等を行う。

・高齢日雇労働者社会的就労支援

55歳以上のあいりん地域の高齢日雇労働者に対し、あいりん地域内、地域外それぞれの環境美化に関する作業を行う。

・地域密着型就労自立支援

原則として55歳未満の日雇労働者に対し、講習を開催し、訓練と密接に連携をはかり、自立に向けた支援等を行う。

D 契約金額

(A) 居場所支援

人件費 76,768,080円

物件費 28,565,253円

(うち 建物リース料（今宮） 8,000,000円

建物リース料（萩之茶屋） 3,424,000円

消費税 5,266,667円

合 計 110,600,000円

(B) 全体 ((A) 居場所支援事業も含む)

基本委託料 521,370,000円（消費税額を含む。）

(イ) NPO法人とリース会社との賃貸借契約について

NPO法人（借主）とリース会社（貸主）とは、平成25年3月15日、今宮シェルターに係る賃貸借契約を締結している。同契約の主な内容は以下のとおりである。

A リース期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

B 契約金額

8,316,000円（消費税額を含む。）

C リース物件の所有権について

本件物件の所有権はリース会社に属する旨約定されている。

(3) 萩之茶屋シェルターについて

ア 施設の概要

施設の概要については次のとおりである。

- (ア) 所在地
西成区萩之茶屋1丁目9番
- (イ) 設置年月日
平成16年1月21日
- (ウ) 収容人員
440名
- (エ) 使用時間
18時30分（平成25年度から18時00分）～翌5時00分
- (オ) 土地、建物の状況
用地面積 約1,488m²（本市所有）
建 物 プレハブ造り
延床面積 約1,188m²
宿舎棟 5棟（各棟2段ベッド44台）
管理棟 1棟

イ 萩之茶屋シェルターの設置委託契約について

本市とA団体は平成15年11月4日、萩之茶屋シェルターの設置に関する委託契約を締結した。契約の主な内容は以下のとおりである。

- (ア) 委託契約内容
A 業務委託料 178,594,500円
(うち 建設工事 100,000,000円
設備工事 40,000,000円
諸経費等 30,090,000円
消費税 8,504,500円)
- B 委託期間 平成15年11月4日～平成16年1月31日

(イ) 実績報告・収支精算（平成16年1月26日）

- A 実績報告
実施期間 平成15年11月4日～平成16年1月21日
- B 収支精算
収入額 178,594,500円
支出額 177,110,892円
(うち 建設工事 162,330,000円)
差引額 1,483,608円

ウ 平成15年度以降のリース経費について

平成15年度～平成18年度のリース経費については、上記(3)イ(イ)に記載の建設工事に含めて3年間分（平成16年1月7日から平成19年1月6日まで）を一括して支出している。平成18年度の一部（平成19年1月7日から平成19年3月31日まで）のリース経費は平成19年度に含まれており、平成19年度以降のリース経費は毎年度管理委託契約等に含めて支出している。平成15年度～24年度の施設の管理委託契約等の

精算等によって明らかになっているリース経費は、次のとおりである。

リース料（建物）

年 度	リース経費	委託団体等
平成15～18年度	38,934,000円	A団体
平成19年度	14,175,000円	
平成20年度	10,785,600円	
平成21年度	10,785,600円	
平成22年度	10,785,600円	
平成23年度	10,785,600円	
平成24年度	10,785,600円	NPO法人

※金額は消費税額を含む。

エ 福祉局が入手した資料

- (ア) A団体が萩之茶屋シェルター設置時にリース会社と取り交わした賃貸借契約書には次の内容が記載されている。

A リース期間

平成16年1月7日～平成19年1月6日

B リース物件の所有権について

本件物件の所有権はリース会社に属する旨約定されている。

オ 平成25年度の契約について

- (ア) 本市とNPO法人との業務委託契約について

上記(2)オ(ア)に記述したとおり、萩之茶屋シェルターの建物リース経費についても、あいりん日雇労働者等自立支援事業の業務委託契約の居場所支援に係る経費に含まれている。

- (イ) NPO法人とリース会社との賃貸借契約について

NPO法人（借主）とリース会社（貸主）とは、平成25年3月15日、萩之茶屋シェルターに係る賃貸借契約を締結している。同契約の主な内容は次のとおりである。

A リース期間

平成25年4月1日～平成25年7月31日

（萩之茶屋シェルターは平成25年7月31日に閉鎖されているため、リース期間も上記期間となっている）

B 契約金額

3,595,200円（消費税額を含む。）

C リース物件の所有権について

本件物件の所有権はリース会社に属する旨約定されている。

2 監査対象局の陳述等

(1) 陳述内容

本市においては、平成25年度のあいりん日雇労働者等自立支援事業にかかる業務委託契約をNPO法人と締結し、リース料相当額を委託料に含め、NPO法人に支払っているものであり、その支出は適法かつ適正

なものである。

シェルターの設置に至る経過としては、あいりん地域においては、平成9年度以降、平成バブルの崩壊や阪神淡路大震災による震災特需の終了をむかえ、多くの野宿生活者が地域内にあふれる状況となった。

その結果、同地域における野宿生活者数は、平成11年度には約1,200人まで達した。

このような状況において、大阪市として、現在のようなホームレス対策事業が実施されていない中で、いわばあいりん版のホームレス対策として、野宿を余儀なくされているあいりん地域の日雇労働者に対し、緊急・一時的に宿泊場所を提供することにより、就労自立を支援するとともに、地域の福祉の向上と安定に寄与する事を目的として、シェルターを設置することとした。

平成12年4月1日から、600人定員の今宮シェルターを設置した。

しかしながら、今宮シェルターの設置以降も、あいりん地域におけるシェルターを利用できず野宿生活となっている人は、平成12年度、13年度、14年度においても約500人もいる状況であった。

このような状況から、地域環境も著しく悪化しており、野宿生活者の問題解決を図ることが喫緊の課題であったことから、当初3年間の設置を予定していた今宮シェルターについて設置期間を延長するとともに、新たに440人定員の萩之茶屋シェルターを設置することとした。

シェルターをリースとした理由については、今宮シェルターを設置するにあたっては、地元からはシェルターを設置することによる環境の悪化、治安の悪化や、シェルターを設置することで逆に野宿生活者を更に集めることとなる、などの理由で非常に強く反対され、理解を得るのに困難を極めた。地元の理解を得るために、設置期間を3年間と限定し、恒常的な建物ではないプレハブ造りとした。さらに、3年が経過しても撤去されるとは限らない、との地元の強い懸念を払しょくするためにも、3年後に撤去解体する担保を地元に示す必要があったことから、設置期間を3年間とするリースとした。

地元からも、平成15年3月31日に完全撤去することを求められていた。

また、3年間という短期間であることから、リース期間終了後、リース会社が部材を再使用できるため、購入するよりも経済的であり、これらのことから、今宮シェルターの設置に際してはリースによるものとした。

萩之茶屋シェルターの設置にあたっても、今宮シェルターの設置の際と同じく、地元から非常に強い反対があり、理解を得るのに相当に困難を極めたことから、今宮シェルターと同じく3年間の期間限定とし、プレハブ造りでシェルターをリースで設置した。

シェルターにかかる契約については、今宮シェルターの設置について、地元の強い反対があったため、地元の振興町会長・社会福祉協議会役員等

で構成するA団体が設置することとした。

A団体は、今宮シェルターの設置にあたって、建設工事完了は平成12年3月31日、設置期間は平成15年3月31日まで、支払条件は完了時にリース料を除く工事費用全額、リース料は各年度に支払う、という内容に応じた業者にシェルターを設置させ、平成14年度まで年度ごとに契約を行うこととしたことを把握している。

リース料の支払いについては、平成12年度以降の大阪市とA団体との契約において、委託料明細の中で建物リース経費として記載しており、またA団体から大阪市への実績報告においても、支出内訳の中で建物リース経費として報告されている。

平成13年度以降は、シェルター事業について国庫補助の対象とされ、リース料が国庫補助の対象に含まれるとされたことから、両シェルターのプレハブリース料も含め、補助金を受けている。

萩之茶屋シェルターについては、その設置にあたって国と協議を行った際に、プレハブ及びベッドリース料については、15年度に設置期間分を一括するのであれば、すべて国庫補助対象とする、との指導があったことから、設置予定期間である平成15年度から18年度に必要な設置経費及びリース費用について、15年度に一括して支払うこととした。

そのため、本市は今宮シェルターの設置と同様にA団体に委託し、A団体はリース会社とリース期間を2004年1月7日より2007年1月6日とし、契約金額は賃貸料と工事費とする契約を結んだことを把握している。

平成18年度以降は、シェルターに関して、建物の管理と運営を一体的にすることにより効果的・効率的に実施するため、委託先をA団体からシェルターの運営を委託していたNPO法人に変更した。

NPO法人は、リース会社とシェルターに係る賃貸借契約を締結しており、契約書には物件の所有権はリース会社に属することが明記され、また、リース会社から両シェルターにかかる固定資産税（償却資産税）を納めていると聞いており、これらのことからも明らかなように、両シェルターの所有権はリース会社にある。

以上のことから、両シェルターについては、ともにリース会社が所有するリース物件であり、請求人が主張している、大阪市に所有権があるというのは事実誤認である。

なお、請求人陳述において、補修費を大阪市が負担すると言わたとの陳述内容についてであるが、これまで本市が補修費を負担したことはなく、また本市は補修費を負担することにはなっていない。

本市においては、NPO法人と業務委託契約を締結し、委託業務に必要な経費としてリース料相当額を委託料に含め、当該委託契約に基づきNPO法人に支払っている。NPO法人はリース会社とシェルターのリースにかかる賃貸借契約を結び、当該賃貸借契約に基づきリース料を支払っている。

これらの支払の事実及び支払額については、当該賃貸借契約書並びに納品書、請求書等により、本市職員が適正に支払われていることを確認しており、リース料相当額を含めた委託料をN P O法人に支払っていることは適法かつ適正である。

(2) 追加説明等

今宮シェルター及び萩之茶屋シェルターはレンタル方式のリースであり、部材を借りるというものである。今宮シェルター設置を委託した際の建設工事費及び設備工事費は工事費のみであり、部材代は含まれておらず、部材のレンタル代が設置以降の建物リース経費となっている。萩之茶屋シェルター設置の際の委託料には3年間の部材のレンタル代が含まれている。

3 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 今宮シェルター・萩之茶屋シェルターが本市の所有であるのか否かについて

ア 今宮シェルターについて

請求人は、平成12年2月10日に本市がA団体に今宮シェルターの設置を委託し、建設工事費を本市が負担しているのであるから、今宮シェルターは本市の所有であると考えられる旨主張する。

これに対し、監査対象局は、今宮シェルターの設置については、リース会社がリース期間終了後に部材を再利用できるリースのほうが、購入するよりも経済的であることから、部材をレンタルするリース方式とし、本市が今宮シェルターの設置を委託したA団体が、業者に今宮シェルターを設置させ、リース料については平成12年度から平成14年度まで年度ごとに契約を行うこととしたことを把握しており、平成18年度に管理運営の委託先をN P O法人に変更して以降も、当該N P O法人がリース会社との間で締結している賃貸借契約において、物件の所有権はリース会社に属することが明記されている旨説明する。

この点、請求人は、今宮シェルターの建設工事費を本市が負担していることをもって、本市の所有としているものであるが、このほかに請求人から本市の所有であることを裏付ける事実証明書等の提示はない。

一方で、今宮シェルターの設置委託時における建設工事費及び設備工事費が工事費のみに相当し、部材代がリース料となっているとする監査対象局の説明に反する事実は見受けられず、また、今宮シェルターの所有権について、今回の監査請求に関して監査対象局が入手した、本市が今宮シェルターの設置を委託したA団体と設置業者の間の契約関係書類や当該設置業者とリース会社の賃貸借契約書により所有権がリース会社に属することが確認でき、監査対象局が保管する設置以降

の公文書等を調査しても、本市の所有を推認させる事実は認められない。

イ 萩之茶屋シェルターについて

請求人は、平成15年11月4日に本市がA団体に萩之茶屋シェルターの設置を委託し、建設工事費を本市が負担しているのであるから、萩之茶屋シェルターは本市の所有であると考えられる旨主張する。

これに対し、監査対象局は、萩之茶屋シェルターの設置についても、今宮シェルター同様、リース方式したこと、本市が平成15年度に萩之茶屋シェルターの設置予定期間（平成15年度～平成18年度）分の設置経費及びリース料を一括して支払うこととし、設置の委託先であるA団体がリース会社との間において、リース期間を3年間とし、契約金額を賃貸料と工事費とする契約を行ったことを把握しており、平成18年度に管理運営の委託先をNPO法人に変更して以降も、当該NPO法人がリース会社との間で締結している賃貸借契約において、物件の所有権はリース会社に属することが明記されている旨説明する。

この点、請求人は、萩之茶屋シェルターの建設工事費を本市が負担していることをもって、本市の所有としているものであるが、このほかに請求人から本市の所有であることを裏付ける事実証明書等の提示はない。

一方で、今回の監査請求に関して監査対象局が入手した萩之茶屋シェルター設置時のA団体とリース会社の間の賃貸借契約書により萩之茶屋シェルターの所有権がリース会社に属することが確認でき、監査対象局が保管する設置以降の公文書等を調査しても、本市の所有を推認させる事実は認められない。

(2) 平成25年度のあいりん日雇労働者等自立支援事業の委託料に今宮・萩之茶屋シェルターのリース料を含めて支出していることについて

請求人は、今宮シェルター及び萩之茶屋シェルターが本市の所有であると考えられるにもかかわらず、本市が、平成25年度のあいりん日雇労働者等自立支援事業を委託したNPO法人に対し、これらのシェルターに係るリース料を支出しており、不正に公金が支出された疑いがある旨主張する。

これに対し、監査対象局は、平成18年度以降、両シェルターの管理・運営をNPO法人に委託しており、当該NPO法人とリース会社との間で締結している平成25年度の両シェルターの賃貸借契約においても、物件の所有権はリース会社に属することが明記されており、平成25年度のあいりん労働者等自立支援事業に係る業務委託契約をNPO法人と締結し、両シェルターのリース料相当額を委託料に含め支出しているものであり、適法かつ適正である旨説明する。

この点、今宮シェルター、萩之茶屋シェルターとともに、本市の所有を推認させる事実は認められず、平成25年度においても、あいりん日雇労

労働者等自立支援事業の委託先であるNPO法人とリース会社との間で締結されているこれらのシェルターの賃貸借契約において、両シェルターともに所有権がリース会社に属することが明記されていることが確認できる。

そうすると、本市が、あいりん日雇労働者等自立支援事業の委託先であるNPO法人が負担する両シェルターのリース料をNPO法人に支払う委託料に含めて支出していることは、違法な公金の支出に当たるとは言えない。

4 結論

以上の判断により、本市職員等による違法な公金の支出があるとする本件請求には理由がない。

(行政委員会事務局監査部監査課)

(平26.3.26掲示済)



大阪市選挙管理委員会告示第13号

平成26年3月23日執行の大阪市長選挙において、次の者が当選した。

平成26年3月24日

大阪市選挙管理委員会

委員長 大屋登史子

住 所 大阪府豊中市寺内2丁目8番16-701号

氏 名 橋下 徹

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26.3.24掲示済)

公 告

大阪市職員共済組合公告第2号

大阪市職員共済組合役員が次のとおり就職したので公告する。

平成26年4月4日

大阪市職員共済組合

理事長 黒住 兼久

1 役員に就職した者 監事 黒田 悅治

2 就職年月日 平成26年3月18日

(大阪市職員共済組合庶務係)

大阪市職員共済組合公告第3号

平成26年3月18日開催の当共済組合組合会において、平成26年度事業計画及び予算が議決承認されたので、大阪市職員共済組合定款第37条の規定により、その要旨を次のとおり公告する。

平成26年4月4日

大阪市職員共済組合
理事長 黒住 兼久

短期経理予定損益計算書

平成26年度推計

借 方		金額	貸 方		金額
	千円	千円		千円	千円
<u>経常費用</u>		25,144,401	<u>経常収益</u>		25,357,273
保 健 給 付	9,999,431		短 期 負 担 金	11,217,583	
休 業 給 付	853,678		介 護 負 担 金	948,577	
災 害 給 付	3,583		短 期 掛 金	11,159,167	
附 加 給 付	141,470		介 護 掛 金	948,577	
退職者給付拠出金	718,681		短 期 任 意 繼 続 掛 金	538,748	
前期高齢者納付金	6,654,028		介 護 任 意 繼 続 掛 金	58,969	
後期高齢者支援金	3,793,000		雜 収 入	0	
介 護 納 付 金	1,923,248		育児・介護休業手当金交付金	460,216	
一部負担金払戻金	96,401		調 整 負 担 金	14,109	
連 合 会 払 返 金	85,921		短期利息及び短期配当金	2,651	
連 合 会 拠 出 金	874,960		賠 償 金	8,676	
<u>繰入金</u>		26,185	<u>前年度繰越支払準備金</u>		1,758,133
業務経理へ繰入	26,185		前年度繰越支払準備金	1,758,133	
<u>次年度繰越支払準備金</u>		1,772,391			
次年度繰越支払準備金	1,772,391				
<u>当期利益金</u>		172,429			
当 期 短 期 利 益 金	139,554				
当 期 介 護 利 益 金	32,875				
合 計	27,115,406		合 計	27,115,406	

短期経理予定貸借対照表

平成26年度末

借 方		金額	貸 方		金額
	千円	千円		千円	千円
<u>流動資産</u>		2,779,518	<u>固定負債</u>		1,772,391
別 段 預 金	2,658,028		支 払 準 備 金	1,772,391	
支 払 基 金 委 託 金	121,490		<u>剩余金</u>		1,007,127
			利 益 剰 余 金	1,007,127	

	2,779,518		2,779,518
--	-----------	--	-----------

長期経理予定損益計算書 平成26年度推計

借 方	金 額	貸 方	金 額
<u>経常費用</u>	千円	千円	千円
退職給付	53,055,564	86,408,870	49,100,315
障害給付	575,641	負担金	29,237,677
遺族給付	17,030,152	掛金	15,189,997
基礎年金拠出金負担金	15,345,949	退職一時金等返還金	9,599
信託の運用損	290,664	基礎年金交付金	1,831,476
有価証券売却損	110,900	利息及び配当金	256,779
<u>繰入金</u>	41,896	有価証券売却益	2,574,787
業務経理へ繰入	41,896	<u>前年度繰越長期給付積立金</u>	67,419,541
<u>次年度繰越長期給付積立金</u>	30,069,090	前年度繰越長期給付積立金	67,419,541
次年度繰越長期給付積立金	30,069,090		
	116,519,856		116,519,856

長期経理予定貸借対照表 平成26年度末

借 方	金 額	貸 方	金 額
<u>流動資産</u>	千円	千円	千円
別段預金	269,067	27,669,090	30,069,090
定期預金	27,400,000	剩余金	
未収収益	23	長期給付積立金	30,069,090
<u>固定資産</u>		2,400,000	
信託	0		
投資有価証券	0		
長期貸付金	2,400,000		
連合会預託金	0		
	30,069,090		30,069,090

業務経理予定損益計算書 平成26年度推計

借 方	金 額	貸 方	金 額
<u>経常費用</u>	千円	千円	千円
役員報酬	347	231,608	143,514
職員給与	15,938	経常収益	
厚生費	51	負担金	141,398
		雑収入	2,116
		<u>繰入金</u>	68,081

旅 費	2,444	短 期 經 理 より 繰 入	26,185	
事 務 費	21,671	長 期 經 理 より 繰 入	41,896	
委 託 費	135,389	当 期 損 失 金	20,013	
修 繕 費	135			
賃 借 料	2,737			
普 及 費	8,812			
諸 謝 金	525			
食 糧 費	45			
負 担 金	5,122			
選 挙 費	210			
連 合 会 分 担 金	38,169			
減 億 償 却 費	13			
	231,608			231,608

業務経理予定貸借対照表 平成26年度末

借 方		金 額	貸 方		金 額
	千円	千円		千円	千円
<u>流動資産</u>		13,348	<u>剩 余 金</u>		13,369
別 段 預 金	13,348		預 り 金	405	
<u>固定資産</u>		21	利 益 剰 余 金	12,964	
器 具 及 び 備 品	21				
		13,369			13,369

保健経理予定損益計算書 平成26年度推計

借 方		金 額	貸 方		金 額
	千円	千円		千円	千円
<u>経常費用</u>		505,946	<u>経 常 収 益</u>		297,839
厚 生 費	394,937		負 担 金	144,925	
特 定 健 康 診 查 等 費	64,549		掛 金	151,922	
旅 費	346		雜 収 入	528	
事 務 費	279		利 息 及 び 配 当 金	464	
委 託 費	10,223		<u>当 期 損 失 金</u>		208,107
賃 借 料	856		当 期 損 失 金	208,107	
普 及 費	13,603				
諸 謝 金	500				
負 担 金	17,519				
連 合 会 分 担 金	2,106				
減 億 償 却 費	1,005				
開 発 費 償 却	23				

	505,946		505,946
--	---------	--	---------

保健経理予定貸借対照表

平成26年度末

借 方		金 額	貸 方		金 額
		千円		千円	千円
<u>流动資産</u>			<u>剩余金</u>		218,032
別 段 預 金	159,473	159,473	資 本 剩 余 金	111,299	
定 期 預 金	0		利 益 剩 余 金	106,733	
未 収 収 益	0				
<u>固定資産</u>		58,559			
建 物	0				
器 具 及 び 備 品	0				
土 地	58,559				
<u>繰延資産</u>		0			
開 発 費	0				
	218,032				218,032

貸付経理予定損益計算書

平成26年度推計

借 方		金 額	貸 方		金 額
		千円		千円	千円
<u>経常費用</u>		725,984	<u>経常収益</u>		268,672
職 員 給 与	2,964		組 合 員 貸 付 金 利 息	249,758	
厚 生 費	11		雜 収 入	528	
旅 費	200		團 信 特 約 保 險 料	16,617	
事 務 費	454		團 信 配 当 金	1,659	
委 託 費	57,617		利 息 及 び 配 当 金	110	
修 繕 費	10		<u>当期損失金</u>		457,312
貸 借 料	1,674		当 期 損 失 金	457,312	
保 險 料	197,848				
普 及 費	1,917				
諸 謝 金	100				
負 担 金	349				
支 払 利 息	162,832				
減 價 償 却 費	8				
開 発 費 償 却	0				
有 価 証 券 売 却 損	300,000				
	725,984				725,984

貸付経理予定貸借対照表 平成26年度末

借 方		金額	貸 方		金額
	千円	千円		千円	千円
<u>流動資産</u>		211,537	<u>流動負債</u>		14
別段預金	199,643		預り金	14	
定期預金	0		<u>固定負債</u>		2,400,000
未収収益	11,894		長期借入金	2,400,000	
未収金	0		<u>剰余金</u>		6,159,760
<u>固定資産</u>		8,348,237	利益剰余金	6,159,760	
器具及び備品	17				
投資有価証券	0				
組合員貸付金	8,348,220	0			
<u>繰延資産</u>		0			
開発費	0				
		8,559,774			8,559,774

基礎年金支払経理予定損益計算書 平成26年度推計

借 方		金額	貸 方		金額
	千円	千円		千円	千円
<u>経常費用</u>		1,551,184	<u>経常収益</u>		1,551,184
基礎年金	1,551,184		基礎年金国庫金	1,551,184	
		1,551,184			1,551,184

基礎年金支払経理予定貸借対照表 平成26年度末

借 方		金額	貸 方		金額
	千円	千円		千円	千円
<u>流動資産</u>		0	<u>剰余金</u>		0
当座預金	0		利益剰余金	0	
		0			0

(大阪市職員共済組合庶務係)

正 誤

大阪市公報第5667号（平成26年3月28日）正誤表

ページ	行	誤	正
3	25	鞠テニスセンター	鞠テニスセンター
11	26	平成26年大阪市条例第50号	平成26年大阪市条例第51号
11	31	平成26年大阪市条例第51号	平成26年大阪市条例第50号
77	23～28		下記参照

誤

の次に次の1条を加える。

（条例第3条の市規則で定める乗車）

第3条 条例第3条の市規則で定める乗車は、大阪市交通局IC証票取扱規程（平成17年大阪市交通事業管理規程第80号）第6条各号に定めるIC証票の使用方法により行われ、かつ、当該各号に定める料金が適用される1の乗車とする。

正

の次に次の1条を加える。

（条例第3条の市規則で定める乗車）

第3条 条例第3条の市規則で定める乗車は、大阪市交通局IC証票取扱規程（平成17年大阪市交通事業管理規程第80号）第6条各号に定めるIC証票の使用方法により行われ、かつ、当該各号に定める料金が適用される1の乗車とする。

152	13	3 鞠テニスセンター	3 鞠テニスセンター
338	31	（環境局総務部総務課）	（環境局総務部企画課）
352	28	鞠地下駐車場	鞠地下駐車場
358	—		下記参照

誤

東長堀 地下駐 車場	午前0時から午前 8時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	—	1日当たり 1,200円
	午前8時から翌日 午前0時まで	駐車時間30分まで ごとに200円 (日曜日、土曜日)		

	及び休日にあって は、駐車時間25分 までごとに200円)		
午後 7 時から翌日 午前 7 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		

正

東長堀 地下駐 車場	午前 0 時から午前 8 時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	1 日当たり 1,200円
	午前 8 時から翌日 午前 0 時まで	駐車時間30分まで ごとに200円 (日曜日、土曜日 及び休日にあって は、駐車時間25分 までごとに200円)	

360 3 ~ 4

駐車時間30分まで
ごとに100円駐車時間最初の30
分まで100円。以降
駐車時間15分まで
ごとに100円

361 -

下記参照

誤

東長堀地下 駐車場	午前 0 時から 午後12時まで	駐車時間60分まで ごとに100円		入庫後駐車時間 24時間までごとに 400円
--------------	---------------------	----------------------	--	------------------------------

正

東長堀地 下駐車場	A	午前 0 時から 午後12時まで	駐車時間60分まで ごとに100円	入庫後駐車時間 24時間までごとに 400円
	B	午前 0 時から 午後12時まで	駐車時間24時間ま でごとに500円	